くらし元気アップ事業 契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、長岡市要綱の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	ながおか医療生活協同組合
主たる事務所の所在地	〒940-0042 長岡市前田 1 - 6 - 7
代表者(職名・氏名)	理事長 羽賀 正人
設立年月日	平成6年11月11日
電話番号	0258-38-0813

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	四郎丸わいわい倶楽部		
サービスの種類	くらし元気アップ事業		
事業所の所在地	〒940-0043 長岡市土合4-1-14		
電話番号	0258-39-2882		
指定年月日・事業所番号	平成29年 4月 1日指定 15A0200015		
実施単位・利用定員	1日1単位・週1回 定員17人		
通常の事業の実施地域	長岡市		

3. 事業の目的と運営の方針

	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅にお
事業の日始	いて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を
事業の目的	図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防・日
	常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他
運営の方針	関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の
	保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援
	状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため
	、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

くらし元気アップ事業は、事業者が設置する事業所(四郎丸わいわい倶楽部)に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態を確認のうえ、身体機能の維持・向上をはかるための運動を中心とした介護予防を行い、生活活動を高めていくサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日までの2営業日 ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始及びお盆 (運営法人の定める日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで
サービス 提供時間	午前9時30分から午後1時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数		
管理者	常勤	1人	
従事者	常勤	1人	
従事者補助	非常勤	1人	
介護予防運動講師	非常勤	1人	

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の管理責任者(管理者)は下記のとおりです。 サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 木村 正史
----------	-----------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、<u>長岡市から交付される「介護保険負担割合証」により算出される額</u>です。ただし、介護保険給付等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) くらし元気アップ事業の利用料

【基本部分】

サービス所要時間	基本利用料	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
(1回あたり)	(1回あたり)	(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
3時間以上	3,410円	円	円	円

- (注1)上記の基本利用料は、長岡市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら 基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書 面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付等の<u>支給限度額を超えて</u>サービスを利用する場合は、<u>超えた額の全額</u>をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

(2) その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適
その他	当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の
	回り品など) について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用日の 9 時以降	昼食代 相当額

⁽注) 利用予定日の当日午前9時までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

	医療機関の名称	
利用者の主治医	氏名	
	電話番号	
	氏名 (利用者との続柄)	
緊急連絡先	電話番号	
(家族等)	氏名 (利用者との続柄)	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	四郎丸わいが家	電話番号	0 2 5 8 - 3 9 - 2 8 8 2
---------	---------	------	-------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市長寿はつらつ課	電話番号	0 2 5 8 - 3 9 - 2 2 6 8
古用文刊機関	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号	0 2 5 - 2 8 5 - 3 0 2 2

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに 担当の地域包括支援センター (又は介護支援専門員) 又は当事業所の担当者へご連絡くだ さい。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に 関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。



令和 年 月	B	
事業者は、利用者への重要事項説明書)を説明	サービス提供開始にあたり、上記のと‡ 致しました。	おり契約書及び契約書別紙(兼
□事業	者 所在地 長岡市土合4-1-1 事業者名 四郎丸わいわい倶楽部	
	説明者	<u> </u>
した。その内容に同意し	の契約書及び契約書別紙(兼重要事項記 、当サービスの利用契約を締結します。 条第3項に定める利用者の個人情報の何	
口利用	者 住 所	
	氏 名	<u> </u>
口署名	代行者・立会人 (又は法定代理人)* ミ 住 所	È 1. 2
	氏 名	<u>(ii)</u>
利用	者との続柄:(具体的に)
	、第三者が代筆した場合に署名代行者・立会 / 障害が見られる場合にも、署名代行者・立会 /	
私は、家族代表として、同意します。	、第12条第3項に定める利用者の家族	矢の個人情報の使用について、
口家族	代表 住 所	
	<u>氏</u> 名	<u> </u>
	※原則、利用者以外の方の署名押印	をお願いします。
事業者は、利用者の申うのて提供します。	込みを受諾し、この契約書に定める各種	重サービスを、誠実に責任をも
口事業		
	事業者名ながおか医療生活協同	
	くりし元気アップ事業 管理者 木 村 正 史	巻 四郎丸わいわい倶楽部
		<u> </u>

以上の通り、当サービスに関する契約を締結します。上記契約を証明するために、本契約書及び契約書別紙(兼重要事項説明書)を2部作成し、利用者及び事業者署名押印の上、それぞれ1部ずつを保有します。